

議案第 108 号

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 19 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 1 号中「この号及び次号において」を削る。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

(甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

(甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月条例第27号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年12月条例第55号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年12月条例第57号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(虐待等の禁止)

第3条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第15条第1項中「から第14条まで」を「、第14条」に改め、同項の表第13条の項を削る。

(甲府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 甲府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年3月条例第5号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴う所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。